

第1次滝沢市環境基本計画

骨子案 ver.1.0

2022（令和4）年6月

滝沢市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景.....	2
2 計画の目的と位置づけ.....	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象範囲.....	4
5 計画の主人公	5
第2章 滝沢市の環境	7
1 滝沢市の環境の現状.....	8
2 環境をめぐる主な社会状況の変化.....	27
3 滝沢市環境基本計画の方向性	33
第3章 環境の将来像と施策	35
1 環境の環境像	36
2 施策の体系	38

(以下、予定)	
3 施策の展開	○
第4章 横断的な施策（重点プロジェクト）	○
第5章 計画の推進	○
1 計画の推進体制.....	○
2 計画の進行管理.....	○
3 進行管理指標の一覧.....	○
資料編	

第

1

章

計画の基本的な考え方

1

計画策定の背景

2

計画の目的と位置づけ

3

計画の期間

4

計画の対象範囲

5

計画の主人公

1 計画策定の背景

滝沢市では、ごみや排水処理など生活環境の課題や失われつつある自然環境や生きものなど本市ならではの環境課題への対応のほか、地球温暖化やエネルギーの問題など全国・世界共通の課題に対応するため、平成14年に「滝沢村環境基本計画」、平成25年に「滝沢村・第2次環境基本計画」を策定し、住民・事業者・行政が一体となって環境の取組をすすめてきました。

第2次環境基本計画策定後から10年が経過し、本市をとりまく状況が変化しているとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の採択やパリ協定の発効、食品ロスやプラスチックごみ問題への対応や新たな生物多様性の保全に向けた戦略など、国際的な動向や国や県などの政策も大きく変化しました。

また、新型コロナウイルスの影響により、デジタル化やリモートワーク、オンラインなど、対面以外での取組の可能性も拡がりつつあります。

環境問題は、身近な課題から地球規模に至るものまで多岐にわたります。また、人口減少や少子高齢化、林業や地域に根差した事業の担い手不足など社会的な変化からも影響を受けており、環境面だけではなく、社会・経済など様々な視点での対応が必要とされています。

このような日々刻々と変化している環境問題やそれらをとりまく状況を踏まえ、「滝沢市」として新たな環境基本計画を策定し、住民・事業者・行政がともに協力し合い、本市のかけがえのない自然環境を未来の世代に引き継げるよう、取組を充実させ、推進していきます。

2 計画の目的と位置づけ

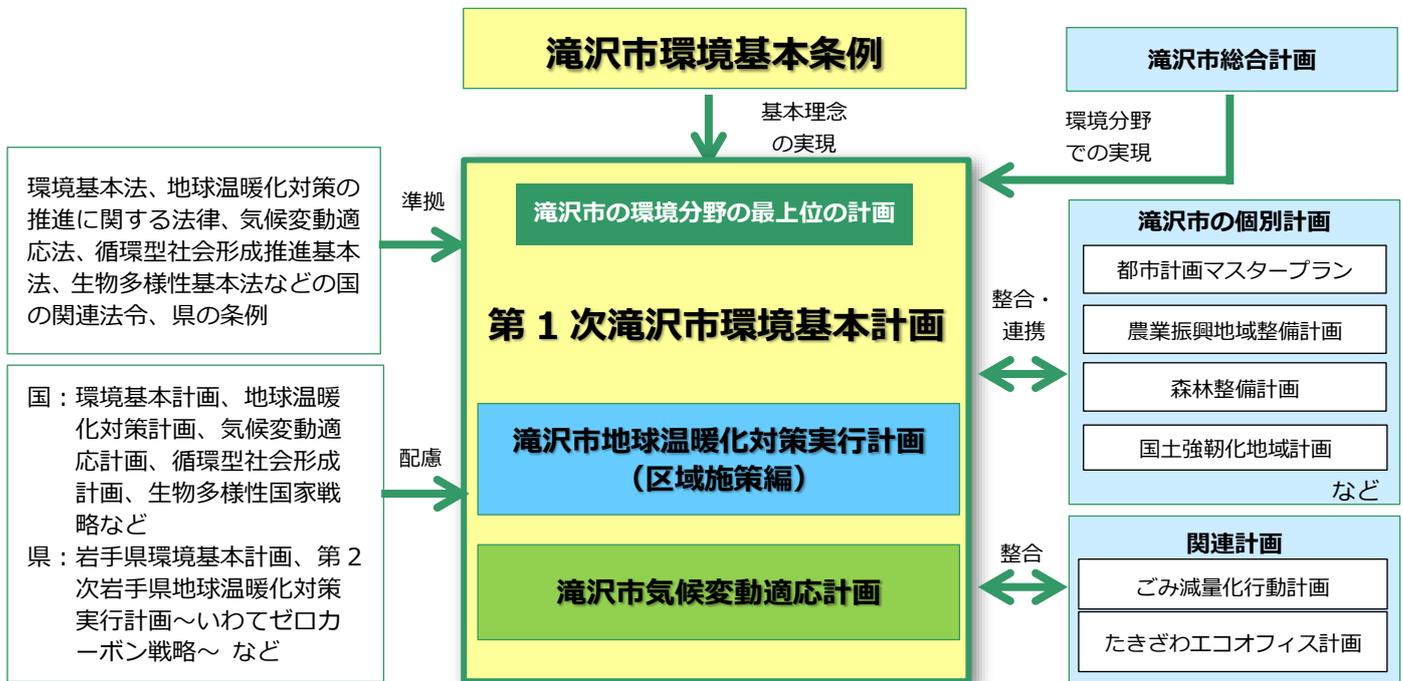
本計画は、滝沢市環境基本条例第 9 条に基づき、策定するもので、本市の環境の将来像を明らかにし、住民、住民団体、事業者及び市が協働して取り組むための指針となる総合的、基本的な計画であり、本市の最上位計画である「滝沢市総合計画」に掲げる将来都市像を環境面から実現する、滝沢市の環境行政の基礎となる計画となるものです。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」を包含した計画として位置づけられます。

本計画の策定にあたっては、国の「環境基本計画」や「地球温暖化対策計画」、「気候変動適応計画」や、県の「環境基本計画」や「地球温暖化対策実行計画」との関連性に配慮し、本市の個別計画や環境に関連するその他の計画などと整合を図りました。

本市の個別計画などと連携を図りながら、本市の環境の将来像、また関連する持続可能な開発目標（SDGs）の達成に資するよう、取組を実施していきます。

第 1 次滝沢市環境基本計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、2023（令和 5）年度から 2030（令和 12）年度までの 8 年間とします。なお、社会状況の変化等必要に応じて見直しを行います。

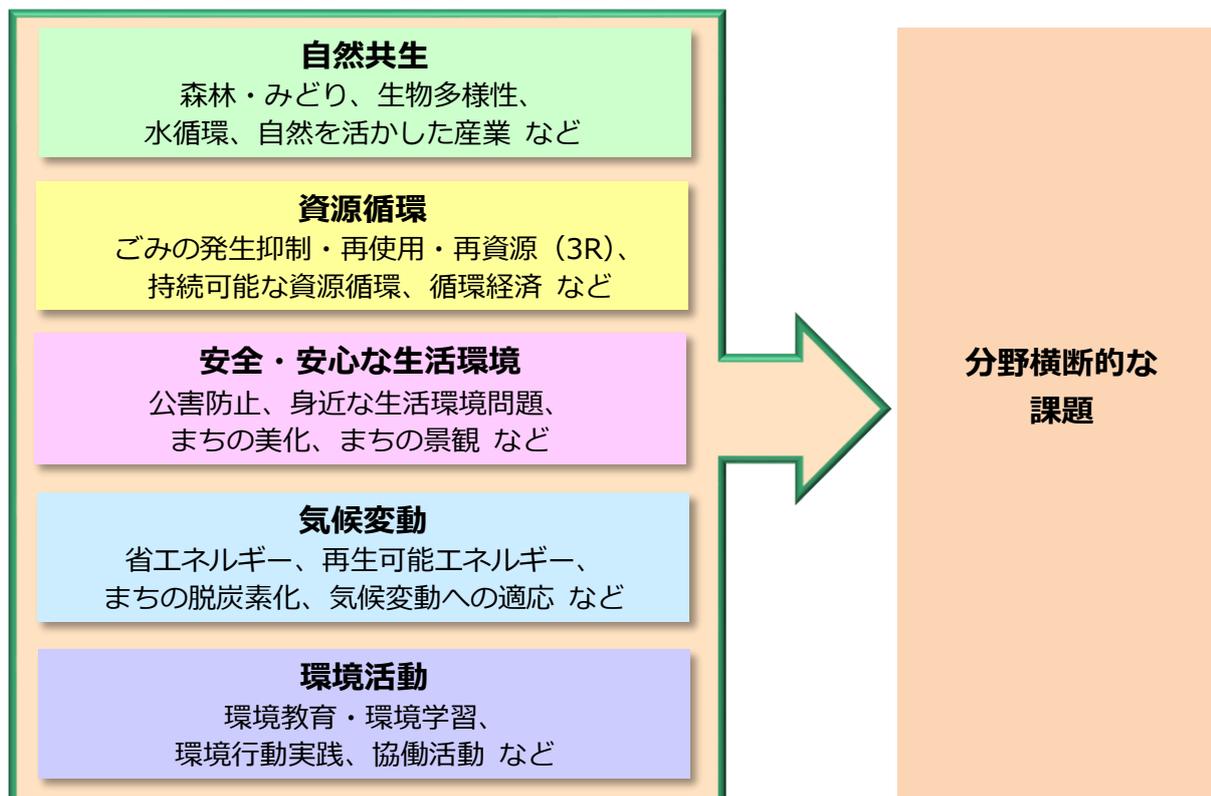
「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の中長期目標については、中期目標を令和 12（2030）年度、長期目標を令和 32（2050）年度とします。

4 計画の対象範囲

本計画の対象分野は、①自然共生、②資源循環、③安全・安心な生活環境、④気候変動、⑤環境活動の 5 分野とし、身近な地域から気候変動などの地球規模の環境問題まで総合的に捉えます。また、分野横断的な課題については、横断的な施策を掲げ、取組をすすめていきます。

対象とする地域は滝沢市全域とし、広域的な取組が必要なものについては、国や県、他の地方自治体等と協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

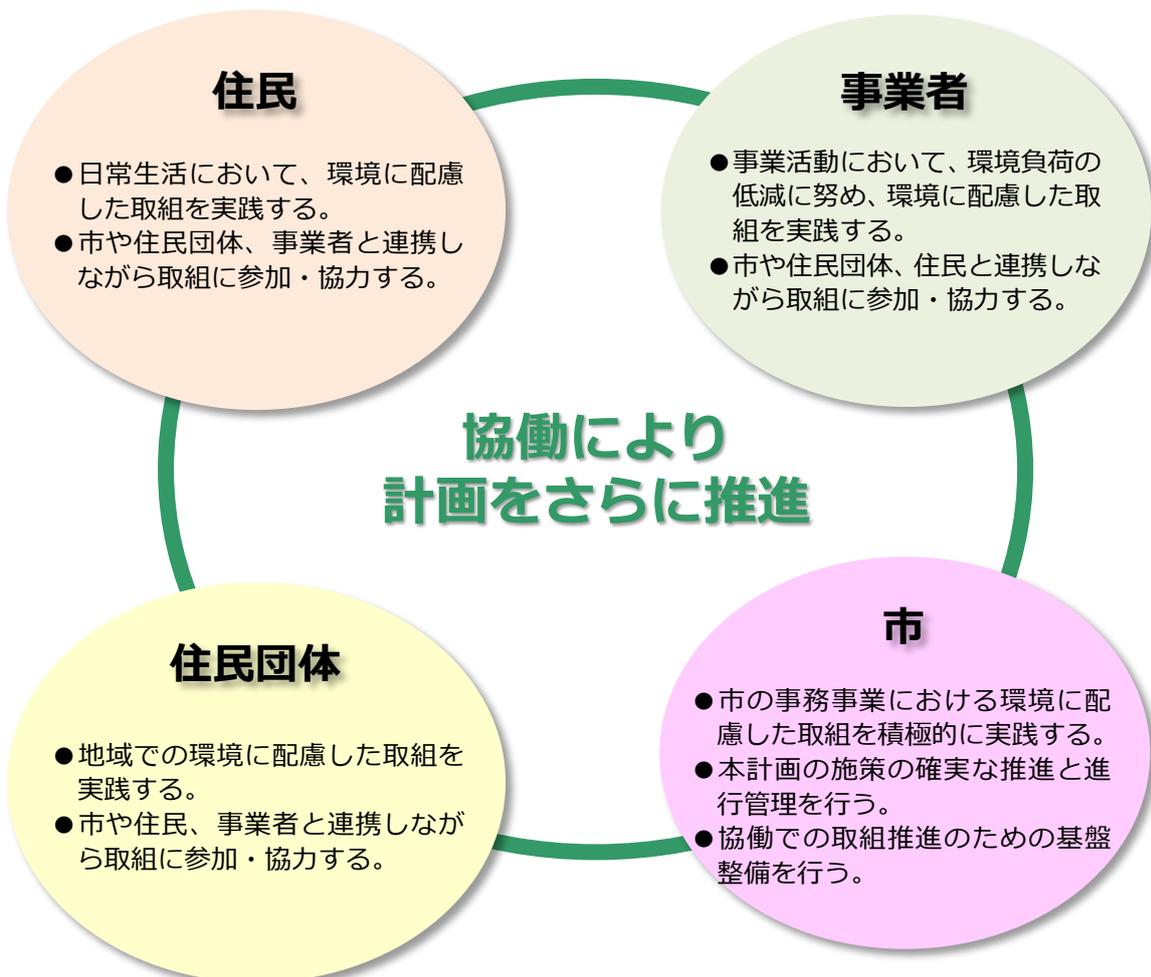
第 1 次滝沢市環境基本計画の対象範囲



5 計画の主人公

本計画は、住民、住民団体、事業者、市がそれぞれの役割に応じて、計画の主人公となり、積極的に環境への負荷を低減する取組を推進することが必要とされています。また、それぞれの主人公が協働により取組を進めていくことで、より効果的に計画を推進していきます。

第1次滝沢市環境基本計画の役割



写真等を追加

第

2

章

滝沢市の環境

- 1 滝沢市の環境の現状
- 2 環境をめぐる主な社会状況の変化
- 3 滝沢市環境基本計画の方向性

1 滝沢市の環境の現状

1 滝沢市の概況

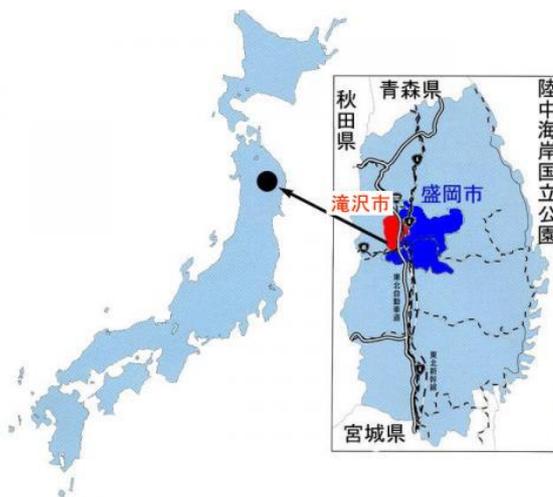
滝沢市の地勢

滝沢市は、盛岡市の北西部に位置し、東西約14km、南北約20km、総面積182.46km²のまちで、市北西部には秀峰岩手山をいただき、日本で三番目の長流である北上川や北上川水系の雫石川のほか、6つの支流が流れており、豊かな自然と水辺を形成しています。

北上川流域の平野部では、水稻、野菜、果樹栽培、酪農等が行われており、近年では都市化が進みつつも、都市近郊型農業として市の主要産業を継続して担っています。

滝沢市の土地面積の割合は、令和3（2021）年時点で、田が7.6%、畑が12.7%、宅地が5.7%、山林が31.5%となっており、山林が大きな割合を占めています。

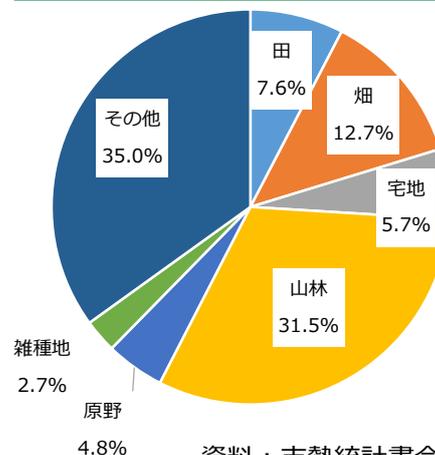
滝沢市の位置



資料：滝沢市 HP

滝沢市の地目別土地面積

(令和3（2021）年1月1日時点)



資料：市勢統計書令和3年度版

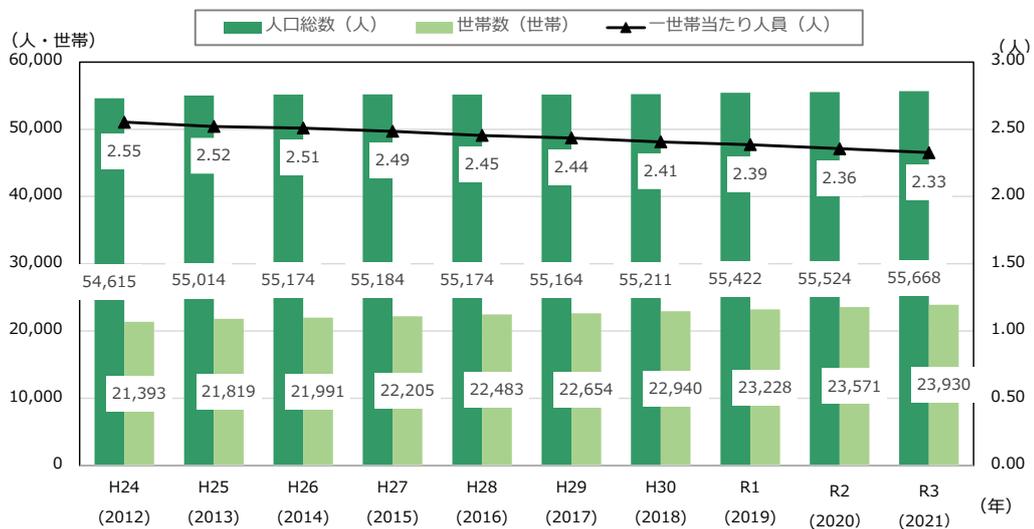
滝沢市の人口

令和3（2021）年9月末の滝沢市の人口は55,668人、世帯数は23,930世帯で、過去10年間で増加傾向にあります。一世帯当たりの人員は、平成24（2012）年の2.55人から令和3（2021）年には2.33人へと、徐々に減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所による滝沢市の将来の人口推計は、長期的に減少傾向が示されており、2065年には約40,000人になると推計されています。市では、将来目標人口（2065年）を57,000人として、人口減少をより効果的に抑制するために、出産・子育てしやすい環境づくりなどの施策を実施しています。

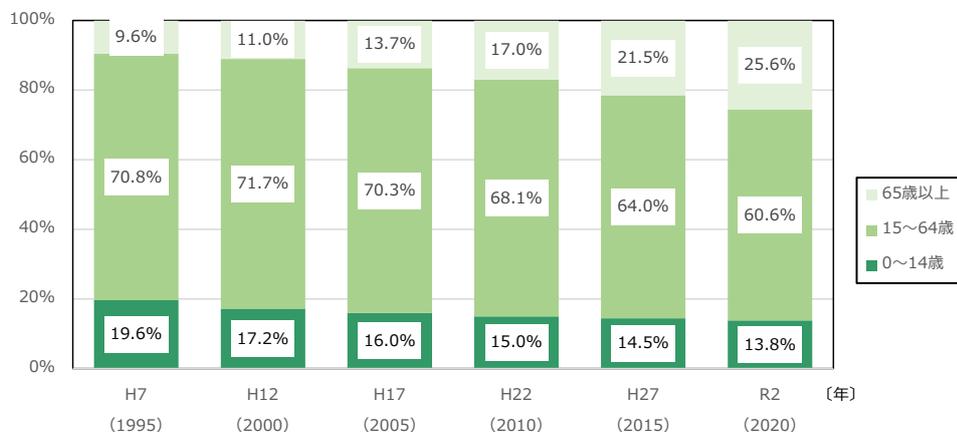
国勢調査による年齢階級別人口では、65歳以上の人口が平成7（1995）年の9.6%から令和2（2020）年には25.6%まで増加しており、4人に1人以上が高齢者となり、高齢化社会から超高齢社会へと移行しています。

滝沢市の人口・世帯数・一世帯当たり人員の推移



資料：市勢統計書令和3年度版

滝沢市の年齢階級別人口割合の推移



※不詳除く

資料：市勢統計書令和3年度版



滝沢市の事業所

滝沢市の事業所総数は、平成28（2016）年6月2日で1,395件、従業者総数は、13,946人です。産業別事業所数は、第三次産業が75.8%、第二次産業が23.4%、第一次産業が0.8%、産業別従業者数の比率は、第三次産業が72.1%、第二次産業が27.1%、第一次産業が0.8%となっています。

滝沢市の産業別事業所数と従業者数（平成28年）

	事業所数		従業者数	
	件	%	人	%
全産業合計	1,395	100.0%	13,946	100.0%
第一次産業	11	0.8%	115	0.8%
農業、林業	10	0.7%	112	0.8%
漁業	1	0.1%	3	0.0%
第二次産業	327	23.4%	3,775	27.1%
鉱業、採石業、砂利採取業	-		-	
建設業	238	17.1%	1,792	12.8%
製造業	89	6.4%	1,983	14.2%
第三次産業	1057	75.8%	10,056	72.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.1%	6	0.0%
情報通信業	23	1.6%	95	0.7%
運輸業・郵便業	43	3.1%	843	6.0%
卸売業・小売業	310	22.2%	3,114	22.3%
金融業・保険業	17	1.2%	84	0.6%
不動産業、物品賃貸業	70	5.0%	239	1.7%
学術研究、専門・技術サービス業	63	4.5%	389	2.8%
宿泊業、飲食サービス業	121	8.7%	764	5.5%
生活関連サービス業、娯楽業	128	9.2%	483	3.5%
教育、学習手支援業	40	2.9%	975	7.0%
医療・福祉	144	10.3%	2,118	15.2%
複合サービス事業	9	0.6%	291	2.1%
その他のサービス業	88	6.3%	655	4.7%
公務	-		-	

資料：市勢統計書令和3年度版

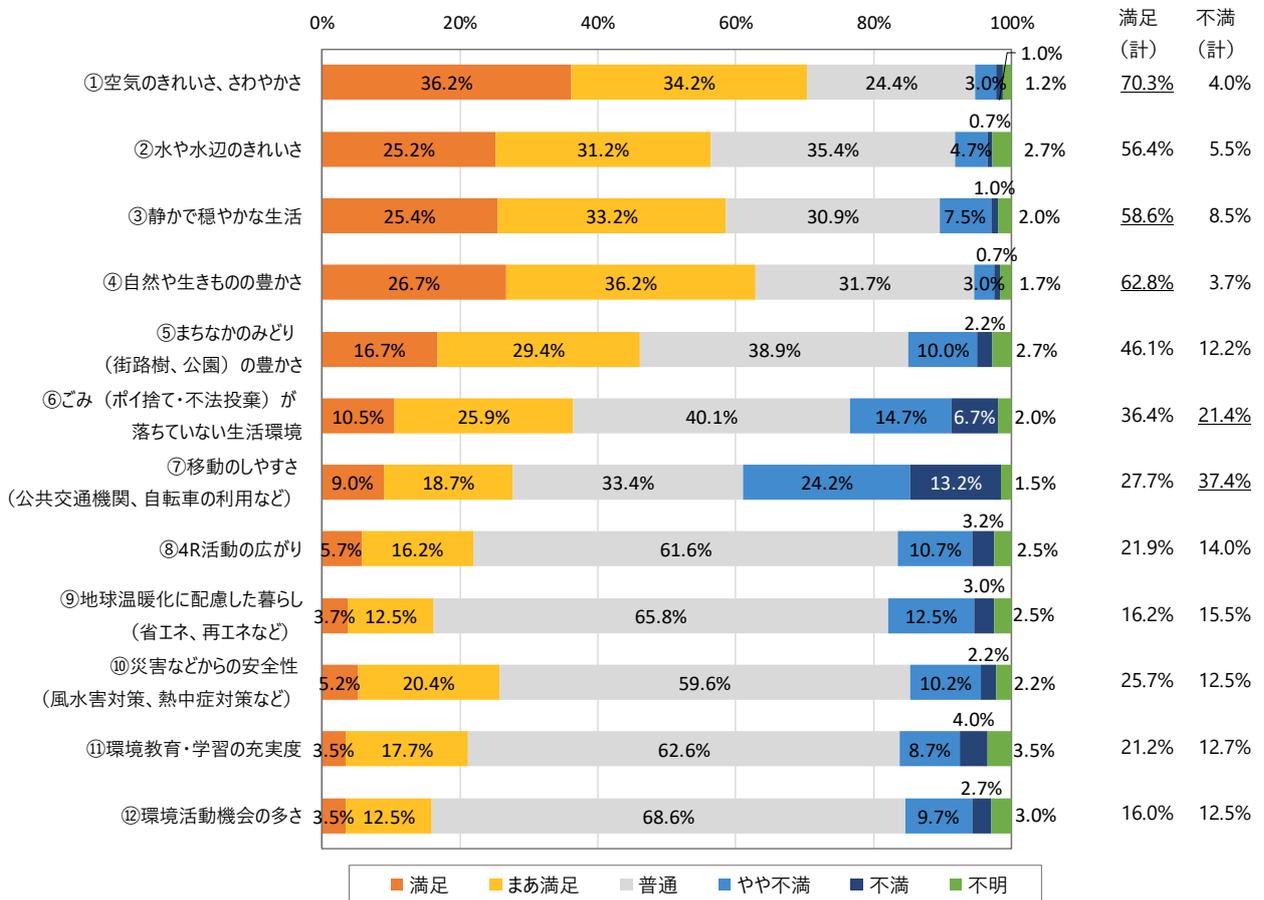
2

市民・事業者意識調査結果（抜粋）

滝沢市の環境に対する満足度（市民意識調査結果）

新たな滝沢市環境基本計画の策定にあたり、実施した意識調査で、滝沢市の環境について日ごろ感じていることを聞いたところ、『満足（計）』（「満足」「まあ満足」の合計）の回答が多かったのは、「①空気のきれいさ、さわやかさ（70.3%）」で、次いで、「④自然や生きものの豊かさ（62.8%）」「③静かで穏やかな生活（58.6%）」で6割以上の方が満足と感じていました。一方、『不満（計）』（「やや不満」「不満」の合計）については、「⑦移動のしやすさ（公共交通機関、自転車の利用など）（37.4%）」が最も多く、次いで「⑥ごみ（ポイ捨て・不法投棄）が落ちていない生活環境（21.4%）」で回答が多くなりました。

滝沢市の環境に対する満足度



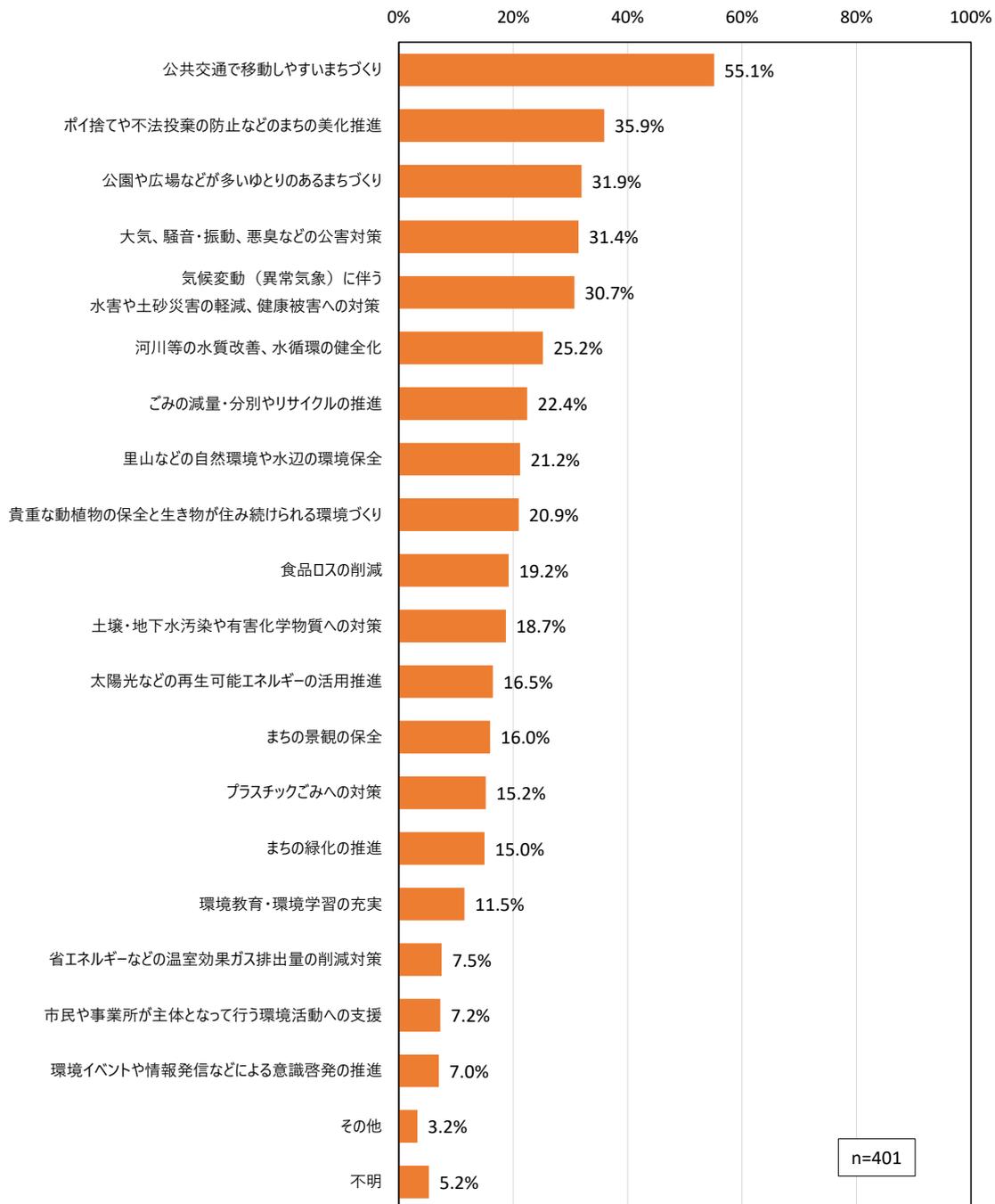
『満足（計）』：「満足」「まあ満足」の合計
『不満（計）』：「やや不満」「不満」の合計



市が重点的に進めるべき環境への取組（市民意識調査結果）

市が重点的に進めるべき環境への取組を聞いたところ、「公共交通で移動しやすいまちづくり（55.1%）」が最も多く、次いで「ポイ捨てや不法投棄の防止などのまちの美化推進（35.9%）」、「公園や広場などが多いゆとりのあるまちづくり（31.9%）」となりました。

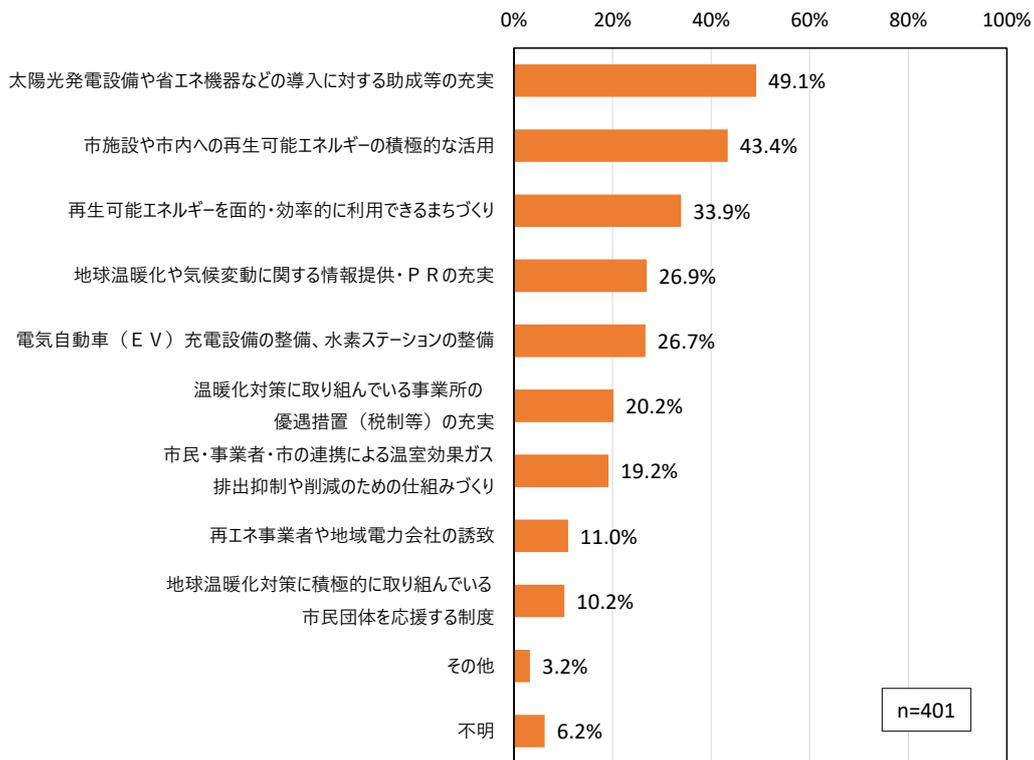
市が重点的に進めるべき環境への取組



市が積極的に進めるべき地球温暖化対策の取組(市民意識調査結果)

市が積極的に進めるべき地球温暖化対策を聞いたところ、「太陽光発電設備や省エネ機器などの導入に対する助成等の充実(49.1%)」が最も多く、次いで、「市施設や市内への再生可能エネルギーの積極的な活用(43.4%)」、「再生可能エネルギーを面的・効率的に利用できるまちづくり(33.9%)」となりました。

市が積極的に進めるべき地球温暖化対策の取組





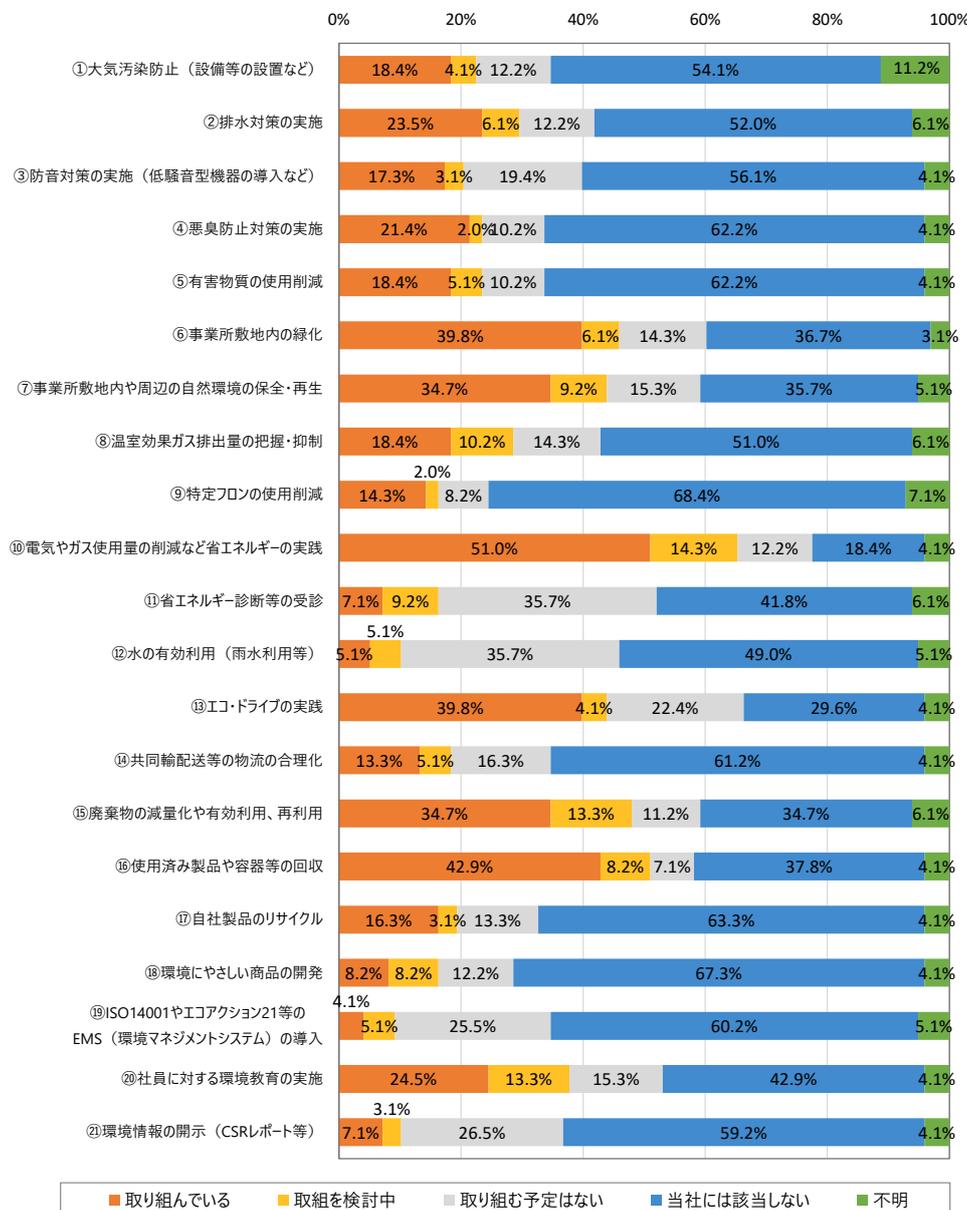
事業所で取り組んでいる環境活動（事業者意識調査結果）

事業所の環境活動について、実施率が高かったのは「⑩電気やガス使用量の削減など省エネルギーの実践（51.0%）」、「⑯使用済み製品や容器等の回収（42.9%）」、で4割以上の事業者で取り組まれていました。

『既に取り組んでいる』と『取組を検討中』を併せて回答率が高かったのは、上記のほか、「⑥事業所敷地内の緑化」、「⑦事業所敷地内や周辺の自然環境の保全・再生」、「⑬エコ・ドライブの実践」、「⑮廃棄物の減量化や有効利用、再利用」でした。

一方、『取り組む予定はない』の回答率が高かったのは、「⑪省エネルギー診断等の受診（35.7%）」、「⑫水の有効利用（雨水利用等）（35.7%）」、「⑰環境情報の開示（CSRレポート等）（26.5%）」、「⑱ISO14001やエコアクション21等のEMS（環境マネジメントシステム）の導入（25.5%）」でした。

事業所で取り組んでいる環境活動

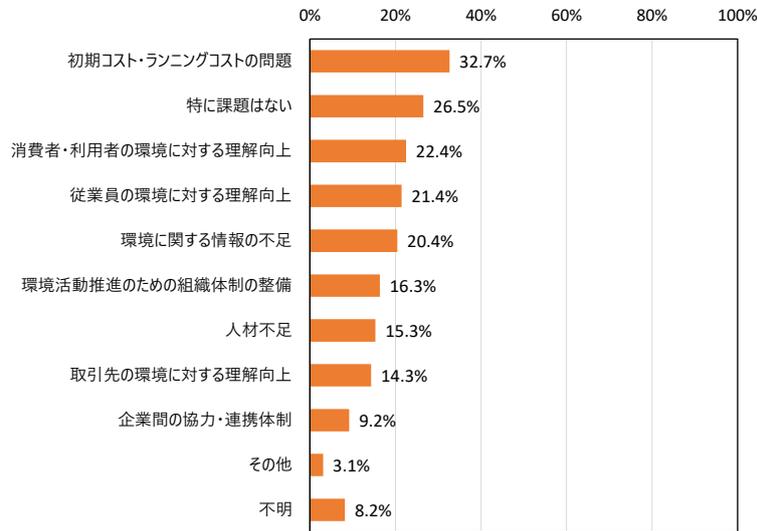




環境活動を進めるにあたっての課題（事業者意識調査結果）

環境活動を進めるにあたっての課題を聞いたところ、「初期コスト・ランニングコストの問題（32.7%）」が最も高く、次いで「特に課題はない（26.5%）」、「消費者・利用者の環境に対する理解向上（22.4%）」、「従業員の環境に対する理解向上（21.4%）」となりました。

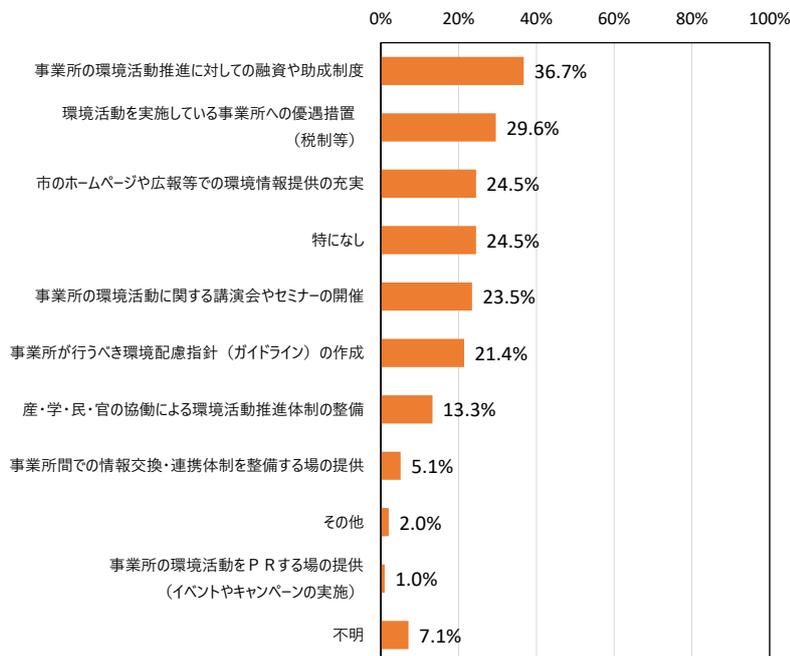
環境活動を進めるにあたっての課題



市が実施すると望ましいサポート（事業者意識調査結果）

市が実施すると望ましい環境活動のサポートについては、「事業所の環境活動推進に対しての融資や助成制度（36.7%）」が最も多く、次いで、「環境活動を実施している事業所への優遇措置（税制等）（29.6%）」、「市のホームページや広報等での環境情報提供の充実（24.5%）」、「特になし（24.5%）」でした。

市が実施すると望ましいサポート



3

滝沢村・第2次環境基本計画の取組状況

自然共生

貴重な生きものの良好な環境が維持されており、自然や生きものの豊かさについて、満足度は高いものの、10年前と比較すると良くなったという回答は少なくなっています。

巣子川下流部の水質状況は改善されており、水や水辺のきれいさについて、満足度は高いものの、市民の印象としては十分に改善されていない状況です。

森林整備については、担い手等の不足が懸念されます。

全体的に取組状況に対する評価が高いことから、既存の取組を継続しつつも、豊かな自然環境を提供するだけでなく、二酸化炭素の吸収源にもなり、気象災害の被害軽減にも貢献する森林の役割を改めて認識し、維持・保全に努めていく必要があります。

指標による総括評価【自然共生】

【取組指標】

基本的施策	進行管理項目	令和2年度までの事業の実施状況	評価
1 良質な水資源の保全	1 水生生物調査の実施	下水道の普及などにより巣子川の水質は改善されてきているため、平成28年度以降は水生生物調査を休止し、河川水質調査の実施によって水質環境を把握しています。	C
2 生物多様性の保全	1 自然環境調査の実施	平成27年度まではたきざわ環境パートナー会議いきもの探検隊がオオハンゴンソウの分布調査を実施しました。 平成28年度以降、たきざわ環境パートナー会議及び市で、岩手県立大学と協働で木賊川遊水地予定地における希少種の保全活動や特定外来生物の駆除活動を行いながら、自然環境調査等を実施しました。	A
3 安全な暮らしに備えた森林整備の推進	1 森林の維持保全	市有林の整備に努めたほか、民有林の整備に対して補助金を交付しました。	A
	2 水源かん養保安林の保護	市の水源かん養保安林は59.9ha 指定されています。保全のため監視を行いました。	A
	3 公共施設等の緑化の取組	①花づくりをとおした地域コミュニティ活性化 平成30年度まで：市ホームページ「たきざわ花通り」で花壇づくりについて紹介しました。 令和元年度以降：市民からの花壇紹介の要望が無く、市ホームページ「たきざわ花通り」への新たな掲載要望はありませんでした。	B
		②新設道路への植栽 新設道路はなく、新たな植栽はありませんでした。	D
③公園等植栽管理 公園利用者に快適な環境を提供するため、市内の公園等の植栽管理を行いました。	A		
4 透水性舗装の敷設	道路整備計画に基づき、歩道に透水性舗装施工を行いました。 (平成25年度～令和2年度累計4,730m)	A	

【成果指標】

区分	項目	計画策定時 (平成 25 年度)	現在の値 (令和 2 年度)	評価
環境指標	巢子川の底生生物調査の水質判定 I 級達成率 (達成数/調査地点数+調査回数)	3 / 4	3 / 4 (平成 27 年度)	B
	市内河川の BOD 環境基準 A 類型達成率 (達成数/調査地点数)	巢子川下流部で 未達	9 / 9	A
	木賊川遊水地調査プロジェクトでの貴重な生き ものの確認状況	確認	確認	A
	民有林・私有林の施業面積の合計 ※国の方針変更に伴い造林面積が減少。	42.18ha	22.01ha	C
区分	項目	点数		評価
満足度 平均点	水や水辺のきれいさ	3.77		A
	自然や生きものの豊かさ	3.87		A
	まちなかのみどり(街路樹、公園)の豊かさ	3.50		B
満足度 向上点	水や水辺のきれいさ	1.93		B
	自然や生きものの豊かさ	1.86		C
	まちなかのみどり(街路樹、公園)の豊かさ	1.95		B

環境産業

グリーン・ツーリズムについては近年利用者数が減少しており、新たな受け入れ対象や集客方法の検討が必要となっています。

農業生産額は維持されており、環境保全型農業の推進など、持続可能な農業が行われています。

事業所公害等については適切に監視・指導が行われていますが、市の取組として取り上げられている環境マネジメントシステムの普及啓発が取り組めていない状況です。

国の第五次環境基本計画において、各地域が地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成するとして、持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築があげられており、引き続き、滝沢市の地域資源を活かした環境にやさしい産業の育成に取り組んでいく必要があります。

指標による総括評価【環境産業】

【取組指標】

基本的施策	進行管理項目	令和2年度までの事業の実施状況	評価
1 持続性のある産業の推進	1 グリーン・ツーリズムの推進	グリーン・ツーリズムについて、市ホームページなどを活用して情報発信しました。平成28年、29年度は微増傾向でしたが、以降は受入数が減少しています。小中高生の教育旅行を主としていますが、今後は、新たな受入れ対象と集客方法を検討していきます。	C
	2 グリーン・ツーリズムインストラクターの養成 ➡グリーン・ツーリズム受け入れ農家の養成	インストラクターの養成のため、グリーン・ツーリズム推進協議会等を通じ、受入農家との情報交換、交流会を実施しました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、グリーン・ツーリズム推進協議会による情報交換会を実施できませんでした。	A
	3 特産品開発への支援	観光パンフレットへの掲載及びネット販売支援を行ったほか、加工品や特産品の開発、加工品のPRとして、リーフレットやギフト箱の作成等を支援しました。	A
	4 家畜排泄物の有効利用	堆肥利用の促進のため、農家への訪問指導や、特殊肥料販売許可業者3者及び特殊肥料生産業者26者について、管轄している県と情報を共有しました。	A
	5 堆肥処理施設の維持管理指導	堆肥の管理方法について、指導を行いました。指導後、各農家の堆肥の管理方法は改善されました。	A
	6 減農薬・有機栽培の推進	市内農業1団体が有機農業の取組を実施。平成26年度から、環境保全型農業直接支払交付金事業に引き継いでいます	—
	7 環境保全型農業の推進	①農業用廃プラスチック適正処理推進事業 農業用廃プラスチックを清掃センターで受け入れ、適正に処理しました。 ②環境にやさしいりんごづくり推進事業 農薬の少ない、環境にやさしい取り組みとしてフェロモントラップ、交信攪乱材を利用したりんごづくりの普及と推進拡大を図りました。 平成27年度で事業を終了しました。 ③環境保全型農業直接支払交付金事業 有機農業の取り組みを推進するため、市内農業者交付金を交付しました（平成25年度～令和元年度累計13団体、3,365a）。	A E B
2 企業の環境対策の支援	1 事業所への啓発、指導の推進	市内の事業者から環境マネジメントシステムに関する情報提供依頼はありませんでした。事業所の公害等について、事業者に対し、必要に応じて監視及び指導を行いました。	B
3 環境資源を活用した観光の推進	1 岩手山麓工房フェスタへの活動支援 ➡自然環境の保全活動	春子谷地湿原の保全のため、自然保護指導員による巡視を行っているほか、岩手山では、自然保護管理員による登山道の修繕を行いました。	A

【成果指標】

区分	項目	計画策定時 (平成 25 年度)	現在の値 (令和 2 年度)	評価
環境指標	グリーン・ツーリズム利用者数 ※新型コロナウイルスの影響を受けた令和 2 年度 (172 人) は参考値として扱う。	2,691 人	486 人 (令和元年度)	C
	農業生産額 (岩手県市町村民経済計算)	2,085 百万円	2,183 百万円 (平成 30 年度)	A
	環境マネジメントシステムを導入している事業者数 (アンケート調査結果)	—	4.1%	C
	公害防止協定締結件数	22 件 (平成 28 年度)	25 件	A
	観光客数 ※新型コロナウイルスの影響を受けた令和 2 年度 (12 万 6 千人) は参考値として扱う。	43 万人 (平成 27 年度)	46 万 5 千人 (令和元年度)	A
区分	項目	点数		評価
満足度 平均点	自然や生きものの豊かさ	3.87		A
満足度 向上点	自然や生きものの豊かさ	1.86		C

資源循環

現行計画に基づく施策は実施されていますが、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量やリサイクル率などは改善傾向がみられず、ごみ減量化行動計画の目標には程遠い状況です。

地域での清掃活動は定着し、野焼きの個別指導件数も減少しています。

不法投棄については、監視体制を強化したことで不法投棄物回収量が増加しており、継続して対策を講じていく必要があります。

4R活動の広がりについては、市民の印象として10年前から改善されているものの、満足度については低い状況でした。

家庭ごみについては、食品ロス削減推進法やプラスチック資源循環促進法が施行、成立されたこともあり、事業者の努力によりある程度の減少が期待されますが、家庭での分別・リサイクルや食品ロスの削減などを更に徹底していく必要があります。

指標による総括評価【資源循環】

【取組指標】

基本的施策	進行管理項目	令和 2 年度までの事業の実施状況	評価
1ごみの減量とリサイクルの推進	1ごみ減量の推進	平成 30 年度にごみ減量化行動計画を策定し、ごみ減量・資源化を推進しています。 1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は目標値とは程遠い数値を示しているのが現状です。目標値達成に向けて、更なるごみの減量化を推進していく必要があります。	C

基本的施策	進行管理項目	令和2年度までの事業の実施状況	評価
1 ごみの減量とリサイクルの推進	2 集団資源回収活動の推進	資源の集団回収活動の促進のため、資源回収活動の実施団体に奨励金を交付しています。 平成28年度から実施団体の奨励金の上限を設定してから、実施回数、回収量の減少傾向が続いています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施団体数、実施回数、回収量が大幅に減少しました。	C
	3 リサイクル率の向上 →ストックヤードの設置	ストックヤードを設置する自治会等に対し補助事業を実施しています。平成30年度からは予算を拡大したことで、設置数が増加しました。 (平成25年度～令和2年度累計23施設設置)	B
2 ごみの不適正な処理の禁止	1 地域清掃活動の推進	春と秋の環境美化週間による地域での清掃活動は定着し、全自治会において年1回以上の地域清掃が実施されています。	A
	2 ペットのフン害禁止の啓発	犬の正しい飼育管理とモラル向上のため、フン害禁止の啓発用看板を設置したほか、犬の飼い方教室を開催しました。	A
	3 ごみの野外焼却の禁止啓発	滝沢・雲石環境組合及び市ホームページに掲載して周知しているほか、通報に伴う個別指導等を行いました。	A
	4 不法投棄巡視員の配置	廃棄物対策巡視員による市内巡視を実施し、不法投棄廃棄物の監視を行っています。令和元年度から不法投棄の監視体制を強化したことから不法投棄物回収量が増加しています。	A

【成果指標】

区分	項目	計画策定時 (平成25年度)	現在の値 (令和2年度)	評価
環境指標	1人1日当たりの家庭ごみ排出量 ※ごみ減量化行動計画目標489g(令和4年度)	529g (平成28年度)	526g	C
	リサイクル率 ※ごみ減量化行動計画目標28.0%以上 (令和4年度)	24.8% (平成28年度)	25.0%	C
	地域清掃参加人数 ※新型コロナウイルスの影響を受けた令和2年度(10,992人)は参考値として扱う。	19,971人	20,113人 (令和元年度)	A
	通報に伴う野焼きの個別指導件数	6件	0件	A
	不法投棄の警察への通報件数	2件	3件	C
区分	項目	点数		評価
満足度 平均点	4R活動の広がり	3.11		C
	ごみ(ポイ捨て・不法投棄)が落ちていない生活環境	3.19		B
満足度 向上点	4R活動の広がり	2.14		A
	ごみ(ポイ捨て・不法投棄)が落ちていない生活環境	1.91		B

気候変動

平成23（2011）年度以降、市内のCO₂排出量は増加に転じましたが、平成24（2012）年度をピークに減少傾向で推移しています。平成22（2010）年度を基準年度としている削減目標は現在未達の状況です。業務その他部門からの割合は減少している一方、家庭部門からと一般廃棄物からの割合が増えている状況です。

市民の省エネルギー行動の実践率は低下している一方、太陽光発電やPHV・電気自動車などの導入率は上昇しており、市内の再生可能エネルギーの導入量も約6倍に増加しています。

国の削減目標も引き上げられたことから、より削減効果の高い取組を検証し、対策の強化が求められているとともに、適応策の推進も必要となっています。

指標による総括評価【気候変動】

【取組指標】

基本的施策	進行管理項目	令和2年度までの事業の実施状況	評価
1 エネルギーの地産地消	1 再生可能エネルギー利用の推進啓発	広報への掲載等により機会を捉え、啓発に努めました。平成30年度以降は、地球温暖化対策活動の推進及び啓発として、地球温暖化対策の周知啓発を図るとともに、各関連施策における地球温暖化対策の推進に向けた取組を実施しました。	A
	2 木質バイオマスエネルギーと太陽光エネルギーの活用推進啓発	滝沢市役所庁舎、市内小中学校及び交流拠点複合施設で太陽光発電システム、蓄電池、地中熱設備等を設置し、稼働しています。また、防災拠点となる公共施設等について、災害面や環境面に十分配慮して再生可能エネルギーの導入検討を行っています。	B
2 省エネルギーのすすめ	1 省エネルギーの啓発	環境フォーラムでの講演会（平成28年度）やキャンドルナイト in 滝沢などについて、広報への掲載により、周知啓発を図りました。	A
	2 公共交通機関の利用促進啓発	市内4駅の駐輪場等の適正管理のほか、市役所と市内の事業所で「公共交通スマートチャレンジ月間（かしこい交通ライフ）」に取り組みましたが、鉄道利用者数は減少傾向となっています。	B
	3 たきざわエコオフィス計画の推進	市役所では一事業所としてたきざわエコオフィス計画に基づき、二酸化炭素排出量の削減に取り組み、目標を達成しました。排出量減少の要因は「お山の湯」の閉館等が関係していることから、削減目標の見直しをすべきと考えています。	A

【成果指標】

区分	項目	計画策定時 (平成25年度)	現在の値 (令和2年度)	評価
環境指標	市域からのCO ₂ 排出量 【第2次環境基本計画重点施策の目標】 令和4（2022）年度までに平成22（2010） 年度比で6%削減	320.8千t-CO ₂ (平成22年度)	2.4%削減 312.9千t-CO ₂ (平成30年度)	B
	市内の再生可能エネルギー導入量 ※出典：環境省自治体排出量カルテ	7,2141kW (平成26年度)	41,724kW (令和元年度)	A

区分	項目	計画策定時 (平成 25 年度)	現在の値 (令和 2 年度)	評価
環境指標	地域の再生可能エネルギーによる電力比率 (対消費電力 FIT 導入比) ※出典：環境省自治体排出量カルテ	3.8% (平成 26 年度)	22.5% (令和元年度)	A
	市役所からの CO ₂ 排出量 【たきざわエコオフィス計画の目標】 令和 2 (2020) 年度までに平成 25 (2013) 年度比で 4.8%削減	3,188kg-CO ₂	19.0%削減 2,581kg-CO ₂	A
区分	項目	点数		評価
満足度 平均点	地球温暖化に配慮した暮らし (省エネ、再エネなど)	3.02		C
	移動のしやすさ (公共交通機関、自転車の利用など)	2.86		C
	災害などからの安全性 (風水害対策、熱中症対策など)	3.17		B
満足度 向上点	地球温暖化に配慮した暮らし (省エネ、再エネなど)	2.13		A
	移動のしやすさ (公共交通機関、自転車の利用など)	2.06		B
	災害などからの安全性 (風水害対策、熱中症対策など)	2.10		A

●市民の省エネ行動、設備機器等導入状況の変化（アンケート調査より）

区分	項目	計画策定時 (平成 24 年度)	現在の値 (令和 2 年度)	増減の状況
市民 【省エネ行動】	不要な照明やテレビはこまめに消す	98.2%	84.8%	↘
	冷暖房は、夏 28℃冬 20℃の室温を目安にしている	71.5%	49.9%	↘
	食器を洗う時は給湯器の温度を低くしている	82.7%	65.6%	↘
	冷蔵庫の設定温度を季節に合わせて温度調整している	76.2%	37.9%	↘
	マイバッグ、マイボトルを持参している	76.5%	92.3%	↗
	できるだけ徒歩や自転車、公共交通機関を使う	50.9%	23.7%	↘
	環境にやさしいエコ・ドライブを実践している ※H24 は急発進急加速をしない。	79.1%	67.1%	↘
自宅の植栽や緑のカーテンなど緑化をしている	22.3%	38.4%	↗	
市民 【設備機器】	高効率照明	55.0%	62.8%	↗
	住宅用太陽光発電システム	3.0%	12.2%	↗
	住宅用太陽熱利用システム	2.4%	3.2%	→
	ペアガラスや二重サッシなど気密性の高い窓・サッシ	56.3%	57.4%	→
	エコジョーズ、エコウィル、エコキュートなど、効率の良い給湯器	11.6%	31.7%	↗
	家庭用燃料電池システム（エネファーム）	0.9%	1.7%	→
	木質ペレットストーブ	0.6%	1.2%	→
PHV（プラグイン・ハイブリッド・カー）または電気自動車	3.9%	8.2%	↗	

安全安心な生活環境

大気、土壌、有害物質等は良好な環境状態が保たれており、水質は汚水処理人口普及率が上昇しているものの、河川の大腸菌群数の環境基準の達成率に変化がない状況です。

自動車騒音は、環境基準は未達ですが、要請基準は達成しており、状況が改善しています。空気や水の状況、静かな穏やかな生活の満足度は高く、10年前から比較した市民の印象に変化はありません。

環境基準等の達成を目指し、既存の取組を引き続き、継続していくことが必要です。

指標による総括評価【安全安心】

【取組指標】

基本的施策	進行管理項目	令和2年度までの事業の実施状況	評価
1 大気汚染の防止	1 大気汚染に関する情報収集と公開	県が大気汚染の常時監視、自動車排出ガス濃度の測定を行っており、市内には巢子地内に測定局があります。測定状況は県ホームページで公表されており、PM2.5と光化学オキシダントの注意喚起等は市のホームページにも掲載しているほか、県モバイルメール登録で情報を受信することができます。	A
2 騒音、振動、悪臭の防止	1 騒音測定の実施	①一般道 主要な道路に面する地域8か所で、一般道路騒音等調査を実施しています。平成29年度以降は、毎年4地点を交替で調査しています。	A
		②高速道 高速道路沿道付近4か所で、高速道路騒音等調査を実施しています。	A
2 騒音、振動、悪臭の防止	1 騒音測定の実施	③新幹線 市が指定した東北新幹線沿線の2か所で新幹線鉄道騒音測定を実施しています。環境基準内で安定したレベルで推移していることから、平成28年度以降の測定を休止しています。周辺状況に大きな変化があった場合などは、測定の再実施を検討することとします。	E
3 水質汚濁の防止	1 河川の水質調査の実施	市内を流れる6河川の9か所で河川水を採取し、水質分析を行っています。	A
	2 公共下水道・浄化槽の整備促進	汚水処理実施計画に基づく下水道の整備及び浄化槽の普及促進に取り組み、汚水処理人口普及率は上昇しています。	A
4 土壌汚染の防止	1 土壌汚染に関する情報収集と公開	清掃センター付近における土壌のダイオキシン類濃度調査を実施し、年次報告書で結果を公表しています。継続して環境基準は下回っています。野外焼却（野焼き）について市のホームページ等で普及啓発を行っています。	A
5 有害化学物質による汚染の未然防止	1 有害化学物質に関する情報収集と公開	県では、被災地周辺等におけるアスベスト飛散の状況を把握するため、大気環境中のアスベストの測定を実施しています。今後も、国及び県並びに周辺状況等の情報収集に努めていきます。	A
6 酸性雨対策	1 酸性雨に関する情報収集と公開	県では継続的に酸性雨調査測定を行い、調査結果を公表しています。平成元年度のpHの平均値は、盛岡市（調査地点）で5.19で、過去10年間の変動の範囲（4.75～5.21）内でした。	A
7 原発事故にかかわる放射線量測定	1 放射線量測定に関する情報収集と公開	平成29年度まで放射線量測定を実施していましたが、全地点で放射性物質汚染基準値を下回っている又は不検出となっていることから、平成30年度から測定は実施せず、県等からの情報収集を行っています。	A

基本的施策	進行管理項目	令和2年度までの事業の実施状況	評価
8 その他の公害の未然防止	1 電磁波・低周波に関する情報収集と公開	電波塔増設等に係る地元自治会との事前協議結果報告を受けており、全ての地元自治会と事前協議を行い、内諾を得たうえで工事が実施されています。低周波に関する相談、苦情等はこれまでありませんでした。	A
	2 滝沢市ラジオメデイカルセンター放射線監視委員会による監視	排気、排水、大気及び環境試料（土壌等）について測定が行われ、放射線監視委員会において「自然環境への影響なし」として評価されています。	A
	3 P R T R 法に基づく届出状況に関する情報収集と公開	県ではP R T R 法に基づいて、有害性のある化学物質に関する化学物質排出移動量届出制度事務を継続実施しており、県ホームページで公表しています。	A
	4 清掃センター関連施設調査	①焼却施設及び最終処分場水質等調査 清掃センターでは大気調査、最終処分場では水質調査を実施しています。いずれの値も基準値を下回っています。	A
③旧最終処分場水質等調査 廃止基準を満たした旧最終処分場の周辺水と地下水の水質調査を実施しました。周辺環境が安定していることから、平成28年度以降は調査に替えて目視による監視を実施しており、引き続き周辺状況の変化は確認されていません。		A	

【成果指標】

区分	項目	計画策定時 (平成25年度)	現在の値 (令和2年度)	評価
環境指標	大気環境基準達成率（達成数/基準項目数） ※一酸化炭素と光化学オキシダントは市内に測定局がないため、県全体の達成状況とした。 ※光化学オキシダントは全国的に環境基準が達成されていない。	5 / 6 光化学オキシダントが未達成	5 / 6 (令和元年度) 光化学オキシダントが未達成	A
	自動車騒音環境基準達成率 (達成数/測定路線数)	3 / 8	4 / 8 (令和元年度 + 令和2年度)	B
	河川の大腸菌群数の環境基準 A 類型達成率 (達成数/調査回数)	3 / 18	3 / 18	C
	污水处理人口普及率 ※目標値 86% (令和4年度)	79.8%	87.9%	A
	公害苦情件数（市環境への相談件数）	143 件	209 件	C
区分	項目	点数		評価
満足度平均点	空気のきれいさ、さわやかさ	4.03		A
	水や水辺のきれいさ	3.77		A
	静かで穏やかな生活	3.76		A
満足度向上点	空気のきれいさ、さわやかさ	1.93		B
	水や水辺のきれいさ	1.93		B
	静かで穏やかな生活	1.92		B

環境活動

環境講座の受講者数や環境フォーラムの参加者数は増加しています。出前講座は計画当初より多岐に渡るメニューが準備されていますが、実施件数、受講者数ともに減少傾向です。

地域づくり懇談会やたきざわ環境パートナー会議など、住民参加型の環境活動が継続して実施されていますが、環境教育・学習の充実度、環境活動機会の多さは、10年前から比較した市民の印象に変化はなく、満足度は低い状況です。

全体的な評価は良好ですが、市民の満足度をみると充足している状況ではないため、既存の取組を引き続き継続しつつ、取組の拡充が求められています。

指標による総括評価【環境活動】

【取組指標】

基本的施策	進行管理項目	令和2年度までの事業の実施状況	評価
1 環境教育・学習の推進	1 環境学習の推進	①総合学習の活用 市内小学校では「総合的な学習の時間」を活用し、地域の方を講師に迎えて農業体験や伝統文化学習など、各学校で環境教育を行っています。	A
		②出前講座 出前講座のなかに環境学習のメニューを設け、環境学習の推進に役立っています。現在、環境教育の出前講座は6講座あり、ごみ減量、景観、生活排水、公共交通、外来生物など当初より多岐に渡るテーマでメニューを用意しています。	A
		③地域課題解決講座 地域課題解決講座として環境学習を行っています。令和2年度はファミリー星空セミナーや安比高原ブナの森ファミリー探検、SDGsセミナーを通じた環境学習を行いました。	A
1 環境教育・学習の推進	1 環境学習の推進	④たきざわ環境パートナー会議の活動 木賊川遊水地の調査活動や自然観察会、省エネ省資源の普及活動のほか、環境年次報告書の点検及び評価を市と協働して行いました。	A
		⑤環境フォーラム 環境に対する意識高揚を図るため、毎年開催しています。講演会や環境パートナー会議・自治会等からの活動報告、環境美化絵画コンクール、優良ごみ集積所の表彰を行っています。	A
2 協働による環境保全活動の推進	1 活動団体の支援	①地域づくり懇談会 地域づくり懇談会において、環境関連事業が実施されました。市では、各地域づくり懇談会が行う環境関連活動への支援を行いました。	A
		②たきざわ環境パートナー会議の活動への支援 事務局運営、関係団体との調整及び活動の周知を図り、環境保全に向けた各プロジェクト活動に多くの市民等が参加するきっかけづくりの支援を行いました。令和2年度で7地域9事業が継続して実施されています。	A

【成果指標】

区分	項目	計画策定時 (平成 25 年度)	現在の値 (令和 2 年度)	評価
環境指標	出前講座実施件数、受講者数 ※新型コロナウイルスの影響を受けた令和 2 年度（1 件、21 人）は参考値として扱う。	4 件 73 人	3 件 60 人 (令和元年度)	C
	環境講座の受講者数 (地域課題解決講座の受講者総数)	26 人	71 人	A
	環境フォーラム参加者数 ※新型コロナウイルスの影響を受け、令和 2 年度は展示をメインとした環境企画展を実施。	91 人	約 300 人	A
区分	項目	点数		評価
満足度 平均点	環境教育・学習の充実度	3.08		C
	環境活動機会の多さ	3.04		C
満足度 向上点	環境教育・学習の充実度	2.09		B
	環境活動機会の多さ	2.04		B

2 環境を巡る主な社会環境の変化

1 国内外の動向

環境政策全般

●持続可能な開発のための2030アジェンダ【持続可能な開発目標（SDGs）】

平成27（2015）年9月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会が抱える包括的な課題に喫緊に取り組むための画期的な合意となりました。

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17のゴール（目標）と169のターゲット、232の指標が掲げられ、国家レベルだけでなく、市民、事業者、市など多様な主体が連携して行動することが求められています。

また、SDGsの17のゴールは相互に関係しており、経済面、社会面、環境面の課題を統合的に解決することや、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っています。

持続可能な開発目標（SDGs）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センターウェブサイト

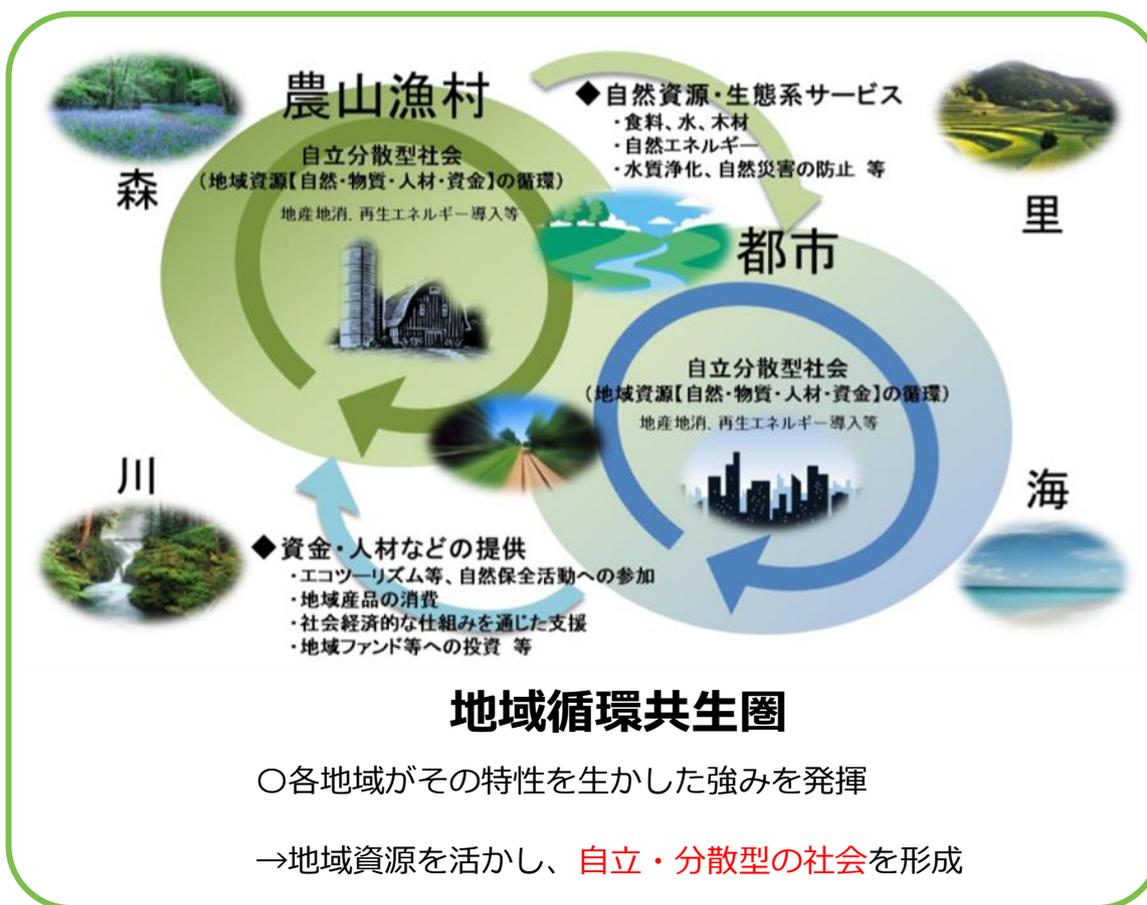
●第五次環境基本計画

平成30（2018）年4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、「地域循環共生圏」の創造に向けて、「SDGs の考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化する」ことを掲げ、環境政策を契機に、あらゆる観点からイノベーションを創出し、経済、地域、国際などに関する諸課題の同時解決と、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくとしています。

また、環境政策の具体的な展開では、6つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定し、さらに、重点戦略を支える環境政策として、「気候変動対策」をはじめとする6つの分野が示されています。

また、「地域循環共生圏」の創造に向けた施策の展開として、「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」など分野横断的な6つの重点戦略を設定し、さらに、重点戦略を支える環境政策として、「気候変動対策」をはじめとする6つの分野が示されています。

「地域循環共生圏」の概念図



資料：第五次環境基本計画の概要（環境省）

気候変動対策

●パリ協定・グラスゴー気候合意

2015（平成27）年12月にパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、2020（令和2）年以降の気候変動抑制に関する国際的枠組みとなる「パリ協定」が採択され、2016（平成28）年11月に発効し、2020（令和2）年に実施段階に入りました。

「パリ協定」では、「世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）にすること」などを決定しました。

これにより、先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が、目標達成に向けた取組を実施することになり、「京都議定書」以来の画期的な国際枠組みとなっています。

2018（平成30）年のIPCC1.5℃特別報告書において、気温の上昇を1.5℃に抑えるためには、世界全体の人為起源二酸化炭素を2050年前後に正味ゼロに抑える必要があると公表されました。これを受け、2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロに向けた国際的な動きが加速し、2021（令和3）年10月、11月に英国・グラスゴーで開催されたCOP26では、2℃目標からより高い目標の1.5℃目標を目指すこと、世界の二酸化炭素の排出量を今世紀半ばには実質ゼロにすることなどが合意されました。

●2050年カーボンニュートラル宣言

令和2（2020）年10月に、総理大臣所信表明演説のなかで、「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。

この演説のなかで、「積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要」とし、次世代型太陽電池、カーボンリサイクルをはじめとした、革新的なイノベーションの実用化を見据えた研究開発の加速、グリーン投資、省エネの徹底や再エネの最大限の導入を目指すことを明らかにしました。

●ゼロカーボンシティ

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとするされています。

国の2050年カーボンニュートラル宣言などを踏まえ、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明（ゼロカーボンシティ）した地方公共団体が増えつつあり、令和4（2022）年5月31日現在、702自治体（42都道府県、415市、20特別区、189町、36村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明しています。

●地球温暖化対策の推進に関する法律の改正及び地球温暖化対策計画の改定

令和3(2021)年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、令和4(2022)年4月に施行されました。

基本理念に『2050年までの脱炭素社会の実現』が明記されるとともに、第21条の「地方公共団体実行計画(区域施策編)」においては、温室効果ガス排出量の『抑制』から『削減』を行うための施策に関する事項を定める計画とされ、再生可能エネルギーの導入目標設定の義務化など、脱炭素社会の実現へに向け法的強化も行われました。

また、都道府県と中核市のみに言及していた地方公共団体実行計画の策定義務に、市町村を追加し、地方公共団体実行計画を策定する努力義務を課しています。

さらに、地域資源を活用した太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの促進を図る「地域脱炭素化促進事業」を法定行為として定め、促進事業の区域や目標、加えて、地域の環境保全、地域の経済及び社会の持続可能な発展に資する取組を市町村が率先して進める努力目標も課しています。

同年10月には「地球温暖化対策計画」及び「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が改定され、2030(令和12)年度及び2050年に向けた計画・戦略に基づき、2050年脱炭素社会への実現に向けた取組が加速度的に推進されることが期待されています。

●気候変動への適応に向けた法整備、計画策定等

地球温暖化を伴う気候変動は、人間社会や自然の生態系の危機に繋がると考えられており、既に集中豪雨や干ばつといった異常気象による災害が世界中で発生し、甚大な被害が報告されています。

既に起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを「適応」と言い、低炭素社会の形成を目指す「緩和策」とともに、既に生じている温暖化による影響に適切に対応する「適応策」に積極的に取り組む必要があることから、平成30(2018)年6月に「気候変動適応法」が成立し、11月に「気候変動適応計画」が閣議決定されました(令和3(2021)年10月改定)。

気候変動適応計画では、影響が既に生じているまたはその恐れがある主要な7つの分野(「農業・森林・林業、水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」)が明示され、関係府省庁が連携して気候変動適応策を推進することとされています。



資源循環対策

●第四次循環型社会形成推進基本計画

平成30(2018)年6月の「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、「第三次計画」で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き重視するとともに、環境・経済・社会の統合的向上に向けた重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「循環分野における基盤整備」などを掲げています。

●プラスチック資源循環促進法の制定

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和3（2021）年6月に成立、令和4（2022）年4月に施行されました。①設計・製造段階での環境配慮設計への転換、②販売・提供段階での使いすてプラスチック製品の削減、③排出・回収・リサイクル段階でのあらゆるプラスチックの回収・リサイクルと、プラスチックの商流全てにおける資源の循環等の取組を促進するための法律となっています。

●食品ロスの削減の推進に関する法律の制定

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。日本では、令和元（2019）年度に約570万トンの食品ロスが発生したと推計されています。

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元（2019）年に制定され、施行されています。

法律第13条では、区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画として、「市町村食品ロス削減推進計画」の策定を努力義務として定めています。

食品ロスの削減を目指した国民運動「NO-FOODLOSS プロジェクト」を展開するなど環境省、消費者庁、農林水産省が連携して食品ロス削減に向けた取り組みを実施しています。

生物多様性と自然保護

●2030年自然協約

2021（令和3）年6月のG7サミットで、2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させるといった目標達成に向けた「2030年自然協約」が合意されました。2030年までに地球の陸と海の30%以上を自然環境エリアとして保全する「30 by 30」も含まれています。

国では、この目標の達成に向けて、2022（令和4）年4月に「30 by 30ロードマップ」を策定しました。自然保護地区以外の寺社仏閣、企業所有の緑地、里山などを保護地域（OECM：自然共生地域）に指定するため、認定制度の整備が検討されています。

● 岩手県環境基本計画

岩手県では、令和3（2021）年3月に、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例に基づき、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度を新たな計画期間とする「岩手県環境基本計画」を策定しています。

岩手県環境基本計画では、平成22（2010）年に策定した前計画の成果と課題、環境問題の現状を踏まえ、「多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続的可能ないわて」を構築していくことを県の環境施策が目指す将来像としています。

県の環境・経済・社会の複合的課題に対応する「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」と、県の環境の保全及び創造を支える基本的な施策である「環境分野別施策」の2つの施策領域を設け、施策を推進していくこととなっています。

● 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画

岩手県では、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例並びに地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成24(2012)年3月に「岩手県地球温暖化対策実行計画」を策定し、令和3（2021）年3月に令和12（2030）年度までを計画期間とした「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」を策定しています。

第2次計画では、令和12（2030）年度の温室効果ガス排出量を平成25（2013）年比で41%削減すること、令和12（2030）年度の再生可能エネルギーによる電力自給率を65%にすること、令和12（2030）年度の森林吸収量の見込みを1,339千トンとすること、を目標としています。

● いわて気候非常事態宣言

令和3（2021）年2月に、岩手県地球温暖化対策推進本部会議での決定を受けて、岩手県知事が「いわて気候非常事態宣言」を発表しました。

宣言は、温室効果ガス排出量2050年実質ゼロの実現に向けて、県民と気候変動に対する危機意識を共有し、地球温暖化対策実行計画に基づく温暖化対策に連携して取り組むことを目的としています。

3 滝沢市環境基本計画の方向性

滝沢市の環境の現状及び国内外の動向を踏まえ、以下の方向性をもって本計画を策定します。

■ 環境・経済・社会の統合的課題解決の考え方を取り入れた計画

国の第5次環境基本計画では、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方に基づき、環境・経済・社会の統合的課題解決に取り組む考え方が盛り込まれています。滝沢市においても、環境保全に関する総合的・横断的な施策を強化し、市の施策全体を環境面から支えるとともに、環境施策の実施が、社会・経済などの複数の異なる課題の解決と相互に関連していることを庁内及び市民や事業者等各主体と共有し、環境面以外でも連携を強化したうえで計画の推進を図ります。

■ 成果指標の設定

着実な施策展開に向けて計画の進行管理をするためには、計画期間内で施策の実現を目指す目安となる指標となり、かつ達成状況を検証できるような「指標」の設定が不可欠です。本計画においては、成果指標（環境目標達成に資する成果を測る指標）を設定し、環境目標達成の評価に活用していくものとします。現在、設定している進行管理指標については、施策の取組状況を評価する指標として、設定を行います。

■ 分野横断的な施策への対応

環境問題は、相互に関連していることから、複数の異なる環境課題の解決につながることで期待できます。例えば、森林や農地は、生きものの生息生育環境だけではなく、地域の防災・減災や雨水の貯留、レクリエーションなど癒しの提供など多面的な機能を持ちます。

各分野の施策が総合的かつ横断的に実施できるよう、横断的な施策（重点プロジェクト）を設定し、推進していきます。

写真等を追加

第

3

章

環境の将来像と施策

1 環境の将来像

2 施策の体系

3 施策の展開

1 環境の将来像

「環境の将来像」とは、滝沢市環境基本条例の基本理念を実現するために、目指すべき未来の滝沢市の環境の姿です。

滝沢市・環境基本計画では、『鈴の音が心地よい環境のまち たきざわ』を今大切にしたいこととして掲げ、取り組んできました。

(鈴の音の背景を別途追加。要市にヒアリング)

滝沢市は、岩手山や鞍掛山を中心とした山林や周辺の森林、県の自然環境保全地域に指定されている春子谷地湿原など、豊かで美しい自然環境に恵まれており、また、平地に広がる田園風景が私たちに潤いを与えています。

これら滝沢市の唯一無二の環境が、日々の私たちの生活にゆとりや癒しをもたらし、将来に渡って引き継がれ、共に生きることができるよう、新たな環境の将来像を掲げました。

本市の住民・住民団体・事業者・市の連携・協働により、この環境の将来像の実現に向け、取組を進めていきます。

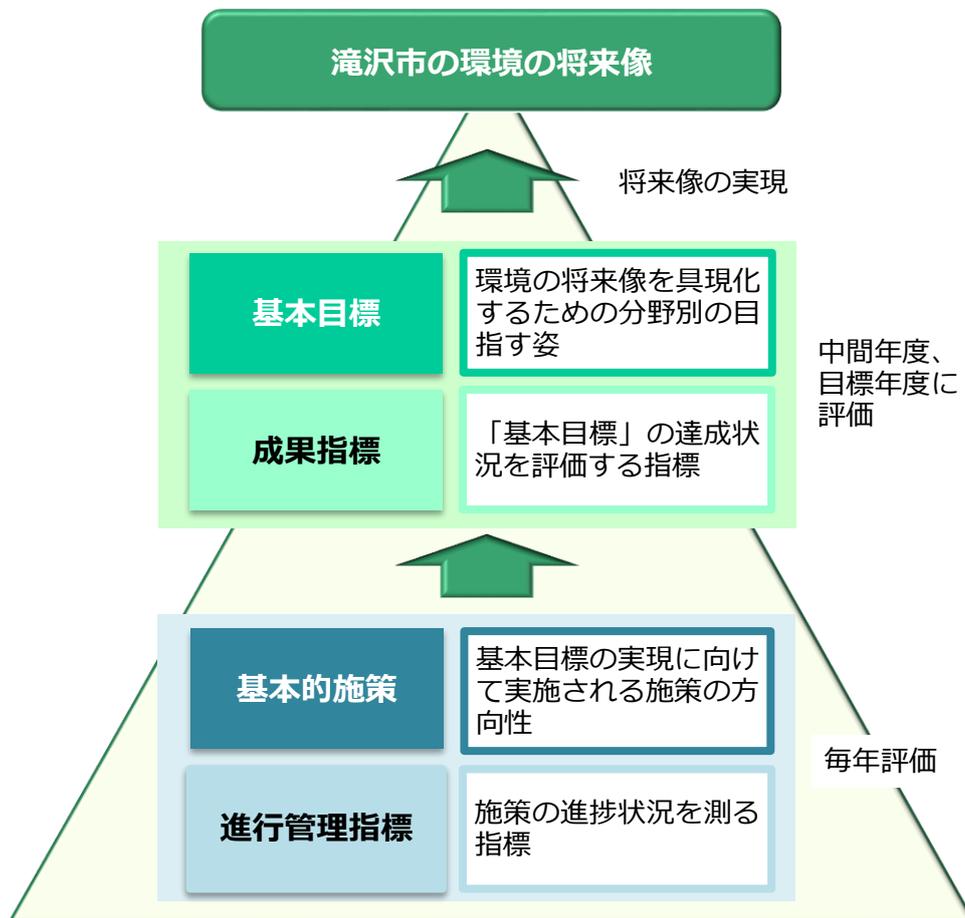
～岩手山麓の豊かな自然を未来に引き継ぐ～
鈴の音が心地よい 環境と共生するまち
たきざわ

■ 施策の体系について

「環境の将来像」の実現に向けて、本計画の施策の体系と指標を以下のように整理しました。

本市を取り巻く社会状況の変化やこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、第1章の「計画の対象範囲」に示した環境分野ごとに、5つの「基本目標」を設定し、関連するSDGsを示しました。また、「基本目標」で目指す姿の実現の状況を測るため、「成果指標」を設定しています。

「基本目標」を実現するための施策の方向性や具体的な取組について、「基本的施策」と「取組」として整理しています。「基本的施策」については、「施策の進行管理指標」を設定し、施策の実施状況を管理していきます。



2 施策の体系

環境の
将来像

基本目標

関連する SDGs

鈴の音が心地よい環境と共生するまち
たぎざわ
岩手山麓の豊かな自然を未来に引き継ぐ

1 自然と共生するまち
～生物多様性の恵みを未来に伝えるまち～



2 資源を大切にするまち
～資源の循環を未来に伝えるまち～



3 気候変動に対応するまち
～脱炭素な未来をつくるまち～



4 安全・安心な生活環境のまち
～安全・安心で快適な生活環境を未来に伝えるまち～



5 知り、学び、行動する人を育むまち
～環境を知り、学び、行動し、未来に伝えるまち～



基本的施策	取組の方向性
生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動植物の生息・生育環境の保全 ・ 生物多様性の保全に向けた普及、啓発
森林・みどりの保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の保全・整備 ・ 公園の整備・維持管理、緑化の推進
自然の恵みを活用した産業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の保全・活用 ・ 森林、自然を活かした産業の推進
資源循環に配慮したごみ処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの発生抑制、排出削減の推進 ・ ごみの資源化、リサイクルの推進
地域資源の活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域観光資源による経済循環推進 ・ 地産地消の推進
脱炭素社会に向けた緩和策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭・事業者の省エネルギーの推進 ・ 再生可能エネルギーの活用促進 ・ 脱炭素型まちづくりの推進
気候変動適応策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害対策の推進 ・ 健康への影響対策の推進
公害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害防止対策の推進 ・ 監視、測定体制の充実
快適なまちなみの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちの美化・不法投棄対策の推進 ・ まちなみ景観の維持・向上
環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校における環境教育の充実 ・ 地域における環境学習機会の拡充 ・ 環境リーダーの育成
協働による環境活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に関する情報の発信 ・ 環境に配慮した活動への支援 ・ 協働による環境活動、イベントの充実